

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

## 1 契約の概要

- (1) 紙製養生シート 3,701本の作成
- (2) 選挙公報の世帯配布委託（鶴見・神奈川・中・南・港南・保土ヶ谷・磯子・港北・緑・青葉・都筑区）
- (3) 選挙公報の世帯配布委託（旭・戸塚・栄・泉・瀬谷区）
- (4) 公営ポスター掲示板の作製及び回収・リサイクル業務委託

## 2 履行（納品）場所

- (1) 横浜市内の別途指定する場所
- (2) 市内一円
- (3) 市内一円
- (4) 市内一円

## 3 契約日

- (1) 令和8年1月20日
- (2) 令和8年1月21日
- (3) 令和8年1月21日
- (4) 令和8年1月19日

## 4 履行日又は履行期間

- (1) 令和8年2月2日から令和8年2月7日まで
- (2) 令和8年2月27日
- (3) 令和8年2月27日
- (4) 令和8年2月18日

## 5 契約金額

- (1) 21,373,275円
- (2) 37,202,696円
- (3) 12,184,360円
- (4) 29,955,640円

## 6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 株式会社湘南ワイパーサプライ  
横浜市泉区上飯田町 2 8 6 - 1
- (2) 京浜新聞販売組合  
横浜市中区太田町 2 - 23
- (3) 神奈川県新聞販売組合  
横浜市中区太田町 2 - 23
- (4) 株式会社タナカ 横浜営業所  
横浜市中区不老町 1 - 2 - 1

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 衆議院議員総選挙については、1 月 19 日夜に選挙期日 2 月 8 日、公示日 1 月 27 日と首相が表明した。

養生シートは誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのため、配線や雨などで滑らないよう投票所を養生するだけでなく、投票所及び開票所として借りている施設などの床を汚さないようにするために必要であり、投票所の設営が行われる選挙期日 2 月 8 日の前日である 2 月 7 日より前に納品されている必要があるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (2) 衆議院議員総選挙については、1 月 19 日夜に選挙期日 2 月 8 日、公示日 1 月 27 日と首相が表明し、1 月 23 日に衆議院が解散となった。

大規模な配布エリアと配布世帯数を短期間で網羅できるノウハウ・機動力・人員・人材を有している事業者は同様の業務を日常的に行っている選定事業者のみであり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (3) 衆議院議員総選挙については、1 月 19 日夜に選挙期日 2 月 8 日、公示日 1 月 27 日と首相が表明し、1 月 23 日に衆議院が解散となった。

大規模な配布エリアと配布世帯数を短期間で網羅できるノウハウ・機動力・人員・人材を有している事業者は同様の業務を日常的に行っている選定事業者のみであり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (4) 衆議院議員総選挙については、1 月 19 日夜に選挙期日 2 月 8 日、公示日 1 月 27 日と首相が表明した。

ポスター掲示場は公職選挙法第 144 条の 2 の規定により告示までの設置が義務付けられており、ポスター掲示板は公示日までに必ず設置しなければならないが、本市の定める仕様書に基づく 4,787 枚の掲示板を作製、搬入するとともに、回収及びリサイクル（使用後は確実にポスター掲示板の原料とする）まで一連の業務を確実に履行できる能力とノウハウを有していることが必要である。

したがって、想定される公示日までにポスター掲示板を確実に作製する必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

## 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 直近の選挙において当該物品の作成業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (2) 直近の選挙時において当該委託業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (3) 直近の選挙時において当該委託業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (4) 直近の選挙において当該委託業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。

## 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課